

評価項目及び基準	機構自己評価	具体的な対応状況等 ※ゴシック部分は H29 年度の重点的な取組み	委員評価	特記事項 (意見・提言)
1 推進体制・方法				
(1) 市町村等との連携 A:十分に行われている。 B:あまり行われていない。 C:ほとんど行われていない。	A	<p>[協議会]</p> <ul style="list-style-type: none"> 県、市町村、JA、農業会議及び県土地改良事業連合会など関係機関を構成員とする「富山県農地中間管理事業連絡協議会」を開催(4回/年)したほか、適宜、情報共有や意見交換を実施 本年度から活動方針を策定し、これに基づき活動を展開(借受目標:1,600ha[新規 900ha]) —— 資料1 参照 <p>[機構]</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務量の増大に伴い職員を1名増員するとともに、地域の課題・ニーズにきめ細かく対応するため、職員が担当市町村を分担し、窓口を明確化 <p>[市町村及び業務委託先 18 団体]</p> <ul style="list-style-type: none"> 県及び機構が連携して全市町村に対して推進キャラバンを実施し、農政担当者や農業委員会等と地域の課題や、必要な対策について協議 市町村毎の集積目標を提示し、併せて活動計画の策定を要請して、地域の取組みを促進 <p>[県農業会議及び農業委員会]</p> <ul style="list-style-type: none"> 新制度移行に伴う、農地利用最適化推進委員の設置(一部 30 年度:農業委員 339 名 → 248 名、推進委員 210 名)を受け、連携活動を実施 —— 資料2 参照 ①県農業会議研修会での事業PR(8、1、3月) ②市町村農業委員会の研修会・意見交換会(12月:朝日町、2月:魚津市、富山市) 	A:5名	<ul style="list-style-type: none"> 行政を含めたステークホルダーと緊密に連携が取られている。 マンパワーも増大し、且つ農地利用最適化推進委員の設置等、体制強化がうかがえる。 今後の課題として、地域の事情と集積状況の関係性をより明確にして、事業を推進されたい。
(2) 農業者への周知徹底 新規就農者や企業への対応 A:十分に行われている。 B:あまり行われていない。 C:ほとんど行われていない。	A	<ul style="list-style-type: none"> 貸し手となる一般農家をターゲットとした分かりやすいパンフレット 35,000 部を作成(7月)し、市・JA等の窓口への設置・農家配布行ったほか、市町村の農政だより等により事業を啓発 —— 別添パンフ参照 担い手の機構活用の促進を図るため、研修会等で制度の周知や意見交換を実施し、地代支払い事務の一本化や国、県事業の採択要件となること等の活用メリットの理解を促進 ①「農業法人・企業稲作研修会」(12月) ②「農業者協議会総会」(3月:富山市) 国等主催の「農業参入フェア 2017」(11月:東京国際フォーラム)に県と共に出席し、広く全国にもPRするとともに、民間参入に係る情報を収集 	A:5名	<ul style="list-style-type: none"> 広範に亘る情宣活動に工夫もなされ、情報収集力も強化されている。 今後の課題として、施策の変更点について、丁寧な説明が必要である。
(3) 農業者、委託先の負担軽減等への取組み A:十分に行われている。 C:あまり行われていない。	A	<ul style="list-style-type: none"> 地域の要望も踏まえ、2回/年(12月、3月)の耕作者への農地の配分時期を、5回/年(4月、10月、11月、12月、3月)とし、より柔軟な貸付のスケジュールを設定 全部事項証明書添付の廃止や、正確で効率的な事務手続を進めるため、担い手からの農用地利用状況報告等に係る業務支援システムの改修を実施 	A:5名	<ul style="list-style-type: none"> 要望・意見等に対して迅速に取り組むことはよい。
(4) 基盤整備等との連携 A:十分に行われている。 C:あまり行われていない。	A	<ul style="list-style-type: none"> 土地改良法の改正により、中間管理権が設定されていることを条件とした、農業者の費用負担のない「機構関連農地整備事業」が創設され、H30 年度事業着手予定の2地区において権利設定〔富山市水橋石政地区及び水橋三郷北地区 108.7ha〕 なお、事業創設に伴い、全ての所有者等に「機構関連農地整備事業が行われ得ること」の説明が義務付けられたため、別添の説明用チラシを作成 —— 資料3 参照 所有者等を確認できない耕作放棄地(富山市内 447ル)を解消するため、富山市農業委員会からの申請に基づき、知事による利用権設定の裁定手続を進め、地域の担い手に配分 	A:5名	<ul style="list-style-type: none"> 簡潔にまとめられたチラシを作成することはよい。 耕作放棄地の解消の意欲も感じられる。
2 活動成果				
A:一定の成果をあげている。 B:あまり成果をあげていない。 C:ほとんど成果をあげていない。	A	別添参照: シート2「活動成果」	A:5名	<ul style="list-style-type: none"> 機構寄与度(県の年間集積目標に占める機構転貸面積の割合)が、全国で5位となるなど、成果を出している。
3 30年度に向けた意向				
体制・推進方法改善の意向 A:妥当である。 C:見直しが必要である。	A	<ul style="list-style-type: none"> 特に、集積率の低い市町村を中心に、引き続き、推進キャラバンを実施し、市町村で目標設定、活動計画の策定を行い、事業を着実に推進 県農業会議等と連携し、地域の推進体制の強化に向けた、農地利用最適化推進委員と市町村JA担当者との協議の場の設定や、人・農地プランの話し合いへの参加や農地に関するアンケートなど、具体的な活動方法の周知や実施への支援 機構関連農地整備事業計画地区に対する関係機関と連携した重点指導 —— 資料5 参照 借受希望者の募集について、1年を通じて実施(毎月募集、翌月ホームページで公表)し、また、配分時期について、5月を追加(4、5、10、11、12、3月の年6回)するほか、要望に応じ随時対応 	A:5名	<ul style="list-style-type: none"> 過去のウィークポイントを補強しようとする工夫が読み取れる。
4 総合評価				
A~Cの3段階で評価	A		A:5名	<ul style="list-style-type: none"> 実績が全てを表している。 事業の更なる周知徹底が必要である。